

医療ガス供給設備定期保守点検標準作業書

1. マニホールド

1-1 . 対象機器 【 MAh、MTNh】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	外 観	・損傷・劣化の点検	○	○	○	・目視にて確認する。
		・機器固定ボルトの緩み点検	○	○	○	・目視及び工具等で緩みのないように増締を行う。
		・機器本体の漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・ボンベ圧, 供給圧の確認点検	○	○	○	・目視にて確認する。
		・ボンベの転倒防止の点検	○	○	○	・ボンベの転倒防止がされているか確認する。
2	圧力調整器 (1次・2次側共通)	・配管接続部の漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・圧力調整器本体の漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・設定圧力正常確認点検		○	○	・圧力計にて設定値であることを確認調整する。
		・整備点検			○	・シートの交換及びバランス調整する。 * . 笑気マニホールド(2次側は協議の上実施)
3	安全弁	・漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・作動検査			○	・作動圧力が正常であることを確認する。 (予備システムが設置されている場合のみ)【予備システムが無い場合は、協議の上実施】
4	圧力スイッチ	・漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・設定圧力にての作動点検			○	・気体の圧力を設定圧力まで低下させ確認する。設定圧力で警報信号が発すること (空瓶警報のみ)
5	圧力計	・漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
6	高圧開閉弁	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドナット部・スピンドル部の漏洩検査 ・ハンドルの開閉操作の円滑作動点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・バルブの開、閉の状態で漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・ハンドル操作を数回して確認する。操作が円滑であること
7	切換スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・切換スイッチの切換作動点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・全自動の為、高圧バルブを閉状態として切換動作確認する。操作が円滑であること (使用バンク高圧バルブを閉状態にする)
8	連結管	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部の漏洩検査 ・損傷、劣化の点検 (連結管及びパッキン) ・ストレーナーの目詰まりの検査 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・著しい損傷、劣化がないことを目視で確認する。 ・分解点検しストレーナーは、1回/年交換する。
9	主管・逆止弁	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部の漏洩検査 ・逆止弁の機能検査 ・逆止弁の分解整備点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・漏洩検知液により逆流しないことを確認する。水泡が認められないこと ・分解点検し、Oリング、フィルターエレメントは1回/年交換する。
10	電装品	<ul style="list-style-type: none"> ・端子部の損傷。緩みの検査 ・劣化状況の確認点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・目視及び工具等で損傷・緩みのないことを確認する。 ・目視及び機器を使用し確認する。(交換サイクル確認を含む)
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消化設備 ・出入口扉の施錠点検 ・表示、標識の完備点検 ・緊急連絡先の点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・消化設備が完備されていることを確認する。(有効期間を確認する) ・出入口扉が施錠されていることを確認する。 ・表示、標識が完備されていることを確認する。 ・管理責任者氏名・緊急連絡先が明示されていることを確認する。
<p>注意事項:No.11 点検項目は、同設置場所に準ずる場合あり。</p>						

2. 圧縮空気装置

2-1 . 対象機器【コンプレッサー及び圧縮空気装置に係わる付属機器】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	コンプレッサー	<ul style="list-style-type: none"> ・本体廻り各部と接続部の漏洩検査 ・吸気・排気フィルターの目詰まりの目視検査 ・運転の稼働状況検査 ・安全弁の作動検査 ・運転時の異常音・異常振動の確認 ・Vベルトの張り具合の確認 ・モーターの異発熱の確認 ・各バルブハンドルの円滑作動点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・聴音、触手又は漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと ・分解し目詰まり状態を点検する。 目詰まりの著しい時は交換又は1回/年交換 ・実際に運転し自動、交互、追従運転するか確認する。 ・手動ピンを引き正常に復旧作動しているか確認する。 ・著しい音、振動がないことを聴音にて確認する。 ・Vベルトの弛みが中央部で10mm以上ないことを確認する。 ・触手にて確認する。 ・ハンドルを操作し、円滑であることを確認する。
2	リザーバータンク	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力計・圧力スイッチ・安全弁の接合部分の漏洩検査 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・聴音又は漏洩検知液により漏洩のないことを確認する。 水泡が認められないこと
3	アフタークーラー	<ul style="list-style-type: none"> ・アフタークーラー内部と配管接合部とオートドレントラップの漏洩検査 ・給水状態とオーバーフロー管からの排水状態を目視検査 ・排水管清掃 ・給水用電磁弁の作動検査 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・聴音又は漏洩検知液により漏洩のないことを確認する。 水泡が認められないこと ・給水状態と排水状態が適正であることを確認する。 ・排水管の分解清掃を行う (塩ビ配管直接続の場合は除く) ・異物の詰まりで出流れしていないか、正確に作動しているか確認する。

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
4	エアドライヤー	・エアドライヤー内部と配管接合部とオートドレントラップの漏洩検査	○	○	○	・聴音又は漏洩検知液により漏洩のないことを確認する。 水泡が認められないこと
		・露点温度計の指示値の検査	○	○	○	・露点温度計で、5℃未満であることを確認する。
		・オートドレントラップの分解清掃			○	・分解し、内部の清掃をする。
		・コンデンサーの汚れの目視検査	○	○	○	・汚れのないことを確認する。(清掃時は必ず電源を切ること)
5	エアフィルター	・本体フランジ部・配管接続部の漏洩検査	○	○	○	・聴音又は漏洩検知液により漏洩のないことを確認する。 水泡が認められないこと
		・ドレンの有無の点検	○	○	○	・著しく水分が滞留していないことを目視にて確認する。
		・エレメント汚染度点検			○	・フィルターエレメントを取外し汚れがないか確認する。
6	除菌フィルター	上記エアフィルターに準ずる。				
7	圧力調整器	・配管接続部の漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・圧力調整器本体の漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・設定圧力の点検	○	○	○	・圧力計にて設定値であることを確認する。
		・整備点検			○	・シートの交換をする。
8	圧カスイッチ	・圧力計・圧カスイッチの漏洩検査	○	○	○	・漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・圧カスイッチの作動検査	○	○	○	・ON-OFFの設定圧力に対して正確に作動することを確認する。

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
9	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・表示ランプの点灯の点検 ・電流値の点検 ・端子部の損傷・緩みの点検 ・塗装・腐蝕剥離 ・電装品の焼損点検 ・劣化状況の確認点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・正常に点灯しているか目視にて確認する。 ・電流計で測定し、定格値であることを確認する。 (取扱説明書及び器具図参照のこと) ・目視及び工具等で緩みのないように増し締めをする。 ・目視にて確認する。 ・マグネットリレー等の点検に焼損がないか確認する。 ・目視及び機器を使用し確認する。
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機器固定ボルトの緩みの点検 ・出入口扉の施錠点検 ・表示、標識の完備点検 ・緊急連絡先の点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・目視及び工具等で緩みのないように増し締めをする。 ・出入口扉が施錠されていることを確認する。 ・表示、標識が完備されていることを確認する。 ・管理責任者氏名・緊急連絡先が明示されていることを確認する。

注意事項:No.11 点検項目は、同設置場所に準ずる場合あり。

3. 吸引装置

3-1 . 対象機器【吸引ポンプ及び吸引装置に係わる付属機器】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	吸引ポンプ	・給水タンク内の水位、水の汚濁を目視検査	○	○	○	・給水タンク内の水位は適正か、又水槽内に著しい汚れはないか確認する。
		・給水タンク内の清掃			○	・給水タンク内及び水面計の清掃する。
		・運転の稼働状況検査	○	○	○	・実際に運転し自動、交互、追従運転するか確認する。
		・運転時の異常音・異常振動の点検	○	○	○	・著しい音、振動がないことを聴音検査する。
		・性能検査	○	○	○	・設定圧力の到達時間を測定する。
		・各バルブハンドルの円滑作動点検		○	○	・ハンドルを操作し、円滑であることを確認する。
2	給水装置及び排水管	・水漏れの目視検査	○	○	○	・水漏れの無いことを確認する。
		・ストレーナー及び排水管の目詰まり検査			○	・目詰まりの無いことを確認する。(排水管の清掃)
		・給水状態とオーバーフロー管からの排水状態を目視検査	○	○	○	・給水状態と排水状態が適正であることを確認する。
		・排水管清掃			○	・排水管の分解清掃を行う
3	電磁弁	・給水用電磁弁の作動検査	○	○	○	・異物の詰まりで出流れしていないか、正確に作動しているか確認する。
		・電磁開閉器の点検		○	○	・目視により磨耗、劣化のないことを確認する。
4	リザーバタンク	・タンク内のドレン点検	○	○	○	・タンクのドレンバルブを開き大気を吸引させ確認する。
		・安全弁からのエアの漏洩点検		○	○	・目視または、聴音により漏入がないことを確認する。
5	真空スイッチ	・真空計の漏洩点検	○	○	○	・目視または、聴音により漏入がないことを確認する。
		・真空スイッチの作動点検	○	○	○	・ON-OFFの設定圧力に対して正確に作動することを確認する。

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
6	除菌フィルター	・本体フランジ部・配管接続部の漏洩検査	○	○	○	・聴音又は、漏洩検知液より漏洩のないことを確認する。
		・ドレンの有無点検	○	○	○	・水分が滞留していないことを目視にて確認する。
7	逆止弁	・損傷・劣化の点検			○	・分解し、損傷、劣化のないことを確認する。
		・逆止弁の漏洩点検		○	○	・目視又は、聴音により漏洩がないことを確認する。
8	制御盤	・表示ランプの点灯確認	○	○	○	・正常に点灯しているか目視にて確認する。
		・電流値の確認	○	○	○	・電流計で測定し、定格値であることを確認する。 (取扱説明書及び器具図参照のこと)
		・端子部に損傷・緩みはないか確認	○	○	○	・目視及び工具等で緩みのないように増し締めをする。
		・塗装・腐蝕剥離	○	○	○	・目視にて確認する。
		・電装品の焼損点検			○	・マグネットリレー等の点検に焼損がないか確認する。
		・劣化状況の確認点検			○	・目視及び機器を使用し確認する。
9	その他	・機器固定ボルトの緩みの点検	○	○	○	・目視及び工具等で緩みのないように増し締めをする。
		・出入口扉の施錠点検	○	○	○	・出入口扉が施錠されていることを確認する。
		・表示、標識の完備点検	○	○	○	・表示、標識が完備されていることを確認する。
		・緊急連絡先の点検	○	○	○	・管理責任者氏名・緊急連絡先が明示されていることを確認する。
注意事項:No.11 点検項目は、同設置場所に準ずる場合あり。						

4. 警報システム

4-1 . 対象機器【警報装置】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	表示灯及びブザー	・表示ランプの点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・正常時の点灯状態を確認する。
		・テストスイッチの作動検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・テストスイッチを入れ点灯及びブザーの鳴動を確認する。
		・警報機能検査			<input type="radio"/>	・模擬信号でランプの点灯及びブザーの鳴動、ブザーの消音(再)、弱音を確認する。
2	電装品	・端子部の損傷・緩みの検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		・目視及び工具等で損傷、緩みのないことを確認する。
		・リレー等の接点の検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		・目視により磨耗及び焼損のないことを確認する。

5. アウトレット

5-1 . 対象機器 【壁付アウトレット及びメディカルサプライ含む】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	アウトレットバルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプター着脱時の漏洩検査 ・アダプターの着脱状態の機能検査 ・供給圧力と流量の測定検査 ・ガス同定検査 ・ピンガイドと防塵キャップの損傷・磨耗状態の点検 ・ハンドルの作動状態の点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴音で洩れないことを確認する。 ・アダプターの着脱が円滑で確実に出来ることを確認する。 ・計器を使用して測定し、基準値であることを確認する。 (圧力緒元表参照) ・酸素濃度計を使用して、一区画2か所のアウトレットを測定し、正常であることを確認する。 ・目視により著しい損傷がないことを確認する。 ・手操作で緩みがなく、動きが円滑であることを確認する。
2	化粧プレート	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス名の表示の点検 ・プレート取付ビスの緩みとフックベースの固定状態の点検 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・目視により明瞭で正確に表示されていることを確認する。 ・目視及び工具等で緩みがないことを確認する。

5. アウトレット

5-2 . 対象機器【天吊吊下げ型アウトレット】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	ホース	<ul style="list-style-type: none"> ・亀裂等の劣化状況の点検 ・ガス別の表示は正しく明瞭かの目視検査 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目視により亀裂、劣化のないことを確認する。 ・目視によりガス名、色別等が明瞭で正確であることを確認する。
2	リールリトラクター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホースの上下作動が円滑に行えるか作動検査 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・手操作及び目視により円滑に作動することを確認する。
3	アウトレットバルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・バルブとホース接続部の漏洩検査 ・アダプター着脱時の漏洩検査 ・アダプターの着脱状態の機能検査 ・供給圧力と流量の測定検査 ・ガスの同定検査 ・ピンガイドと防塵キャップの損傷・磨耗状態の点検 ・ハンドルの作動状態の点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・聴音で洩れないことを確認する。 ・アダプターの着脱が円滑で且つ、確実にできるか確認する。 ・計器を使用して測定し、基準値であることを確認する。 (圧力緒元表参照) ・酸素濃度計を使用して、一区画2か所のアウトレットを測定し、正常であることを確認する。 ・目視により著しい損傷がないことを確認する。 ・手操作で緩みがなく、動きが円滑であることを確認する。
4	化粧プレート	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス別の表示は正しく明瞭かの目視検査 ・プレート取付ビスの緩みの点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目視によりガス名、色別等が明瞭で正確であることを確認する。 ・目視及び触手により、正常に固定されていることを確認する。

5. アウトレット

5-3 . 対象機器【高圧窒素アウトレット】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	開閉ハンドル	・バルブの漏洩検査			○	・目視、漏洩検知液により確認する。 水泡が認められないこと
		・ハンドルの開閉操作の点検	○	○	○	・手操作及び目視により円滑に操作できることを確認する。
2	圧力調整器	・圧力増減ハンドルの操作性の点検	○	○	○	・手操作で確実に圧力設定ができることを確認する。
		・圧力開閉ハンドル操作性の点検	○	○	○	・手操作で確実に圧力設定ができることを確認する。
		・供給圧力が正常であることの点検	○	○	○	・圧力計にて設定値であることを確認する。 (マニホールド供給圧力設定値参照。)
		・漏洩点検			○	・圧力調整器内の漏洩を聴音及びゲージにて確認する。
3	アダプター接続口	・アダプター着脱時の漏洩検査	○	○	○	・聴音及び検知液等により確認する。 水泡が認められないこと
		・アダプター着脱状態の点検	○	○	○	・アダプターの着脱が円滑で確実にできることを確認する。
		・供給圧力と流量の測定検査	○	○	○	・計器を使用し、基準値であることを確認する。 (圧力緒元表参照)
		・防塵キャップの損傷、磨耗状態の点検	○	○	○	・目視により若しい損傷、磨耗がないことを確認する。
4	化粧プレート	・ガス名の表示は正しく明瞭か点検	○	○	○	・目視により正確に且つ、明瞭であることを確認する。
		・プレート取付ビスの緩みの点検		○	○	・目視及び工具等で緩みのないことを確認する。

5. アウトレット

5-4 . 対象機器【余剰ガスアウトレット】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	アウトレット	・アダプター着脱時の漏洩検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・聴音で洩れのないことを確認する。
		・アダプター着脱状態の機能検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・アダプターの着脱が円滑で確実に出来ることを確認する。
		・供給圧力と流量の測定検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・計器を使用して排除するガスの流量圧力異常の有無を確認する。
		・ピンガイドと防塵キャップの損傷 磨耗状態の点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・目視により損傷がないことを確認する。
		・流量調整つまみの作動状態検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・手操作で緩みがなく、作動が円滑であることを確認する。
		・低圧空気圧力の設定圧力点検			<input type="radio"/>	・低圧空気圧力の設定圧力を確認する。(イジェクター方式に限る)
2	化粧プレート	・ガス名の表示の点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・目視により明瞭で正確に表示されていることを確認する。
		・プレート取付ビスの緩みの点検		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・目視及び工具等で緩みがないことを確認する。
		・フロート・圧力計カバーの損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・目視にて確認する。

6. シャットオフバルブ

6-1 . 対象機器【シャットオフバルブ】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	バルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・バルブ本体と配管接続部の漏洩検査 ・ボックスへのバルブ固定ビスの緩みの点検 ・バルブ開閉作動点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・工具等を使用し、緩みを確認する。 ・バルブが円滑に作動するか確認する。 (協議の上実施。)
2	化粧プレート	<ul style="list-style-type: none"> ・ボックスへの取付状態の点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目視により正常であることを確認する。
3	窓板	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス名の表示の点検 ・損傷の有無の点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目視により正確に表示されていることを確認する。 ・目視により明瞭であることを確認する。

7. 余剰麻酔ガス用空気減圧装置

7-1 . 対象機器【余剰麻酔ガス用空気減圧装置】

No	構成部品	点検項目	点検周期			点検方法 (判定基準・規格)
			月		年	
			3	6	1	
1	圧力調整器	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検査 ・圧力調整点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・設定圧力が正常か確認する。
2	バルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・バルブ本体と配管接続部の漏洩検査 ・ボックスへのバルブ固定ビスの緩みの点検 ・バルブ開閉作動点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩検知液により確認する。水泡が認められないこと ・工具等を使用し、緩みを確認する。 ・バルブが円滑に作動するか確認する。 (協議の上実施。)
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機器固定ボルトの緩みの点検 ・出入口扉の施錠点検 ・表示、標識の完備点検 ・緊急連絡先の点検 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目視及び工具等で緩みのないように増し締めをする。 ・出入口扉が施錠されていることを確認する。 ・表示、標識が完備されていることを確認する。 ・管理責任者氏名・緊急連絡先が明示されていることを確認する。

CE点検 標準作業書

目次

1, 検査概要

- 1-1 役務範囲
- 1-2 主要機器

2, 検査方法, 判定及び処置

1-1 役務範囲

本検査に当り役務範囲は下記の通りとします。

- 1) 周囲状況検査 (保安距離、標識、消化設備)
- 2) 外観検査 (貯槽、送ガス蒸発器及び付属配管)
- 3) 圧力計検査
- 4) 液面計検査
- 5) バルブ検査
- 6) 気密検査
- 7) 真空度検査
- 8) 安全弁作動検査
- 9) 不同沈下検査
- 10) 検査成績書の作成、提出
- 11) その他一般作業

1-2 主要機器

- | | |
|-------------------------|----|
| 1) 標準圧力計 | 1台 |
| 2) 圧力計比較検査、安全弁作動検査用ヘッダー | 1式 |
| 3) 真空計 | 1台 |
| 4) 一般工具 | 1式 |

2. 検査方法、判定及び処置

区分	検査項目	検査方法	判定基準	処置
1. 周囲	状況検査 1) 保安距離等 2) 境界柵、警戒標識 3) 火気、可燃物等の距離 4) タンクローリー停車位置標示等 5) 通風状況 6) 消化設備 7) 通報設備 8) 非常照明	目視により確認する	(CE等設備基準)に適合する事	不適合の場合はすみやかに適合するよう修理、処置する
2. 貯槽	2. 1 外観検査 1) 塗装、腐食等 2) 損傷 3) 着霜、結露 4) 基礎ボルト及び基礎 5) 弁の開閉、方向表示 2. 2 気密検査	目視により確認する 常用圧力以上に加圧し、構造的に漏洩しやすい部分について原則として石鹼水等の発泡剤を用いて検査する 特に弁類のグランド部弁本体のピンホールに注意する	1) 腐食、塗装の剥離が放置されていない事 酸素の場合、油脂の付着がない事 2) 強度に影響する様な打痕、損傷がない事 3) 外槽に異常な霜付結露がない事 4) 貯槽の基礎ボルトが緊結されている事 基礎に亀裂等損傷がない事 5) 開閉方向表示に破損不明瞭のない事 10分以上保持した後石鹼水等で確認 気泡の発生を認めないこと	1) 腐食、発錆は塗装等の処置をとる事 油脂類は除去する事 2) 強度を勘案して取り替えもしくは補強の処置をとる 3) 霜付きの著しい物は断熱性能試験を行い処置する事 4) ボルトの緩みは増締めする 亀裂等は基礎強度を勘案して補修する 5) 不良の場合は予備品と取り替える 漏洩の認められる場合は速やかに原因を調べ処置する。

区 分	検査項目	検査方法	判定基準	処 置
2. 貯槽	2. 3真空度測定	1)真空測定器にて測定を行う	1)0. 2Torr以下であること	1)不合格の場合真空度及びその他故障の原因を調査し処理する事
	2. 4圧力計検査	1)試験器を用いて標準とすべき圧力計と、零点、常用圧力、最高目盛り圧力の3点以上について比較検査をおこなう	1)零点で誤差がない事 2)誤差が最小目盛りの1/2以下である事	不合格の場合は基準に合致するよう調整するか又は検査合格済みの物と交換する事
	2. 5液面計検査 1)零点検査	1)液面計本弁のうち均圧弁を開にするか本体を取り外した状態で零点チェックを行う	1)誤差がない事	不合格の場合は基準に合致するよう調整するか又は検査合格済みの物と交換する事
	2)充填上限の明示	2)目視により確認する	2)表示されなお且つ明瞭である事	目盛板の充填上限値に赤テープ等を貼り付ける
	2. 6安全弁検査	試験器を用いて、窒素ガスで作動試験を行う	1)安全弁は設定圧力以下で確実に作動する事 2)吹き止まり圧力は設定圧力の0. 8倍以上の圧力である事	不合格の場合は安全弁の調整を行い再検査する 調整困難のときは合格済みの物と取り替える
	2. 7不同沈下測定	貯槽の脚部基準線をトランシット、水レベル等にて測定する	最大傾斜が1/200以下である事	許容値を超えた場合には毎月測定を行い1/100を超えた場合は補修及び沈下防止の措置を計画し速やかに実施する
2. 8バルブの作動確認	安全弁元弁、計器元弁を含む全ての弁の開閉操作を行い作動の状況を確認する	円滑に作動する事	不良の場合は分解修理する 修理不可能な場合合格済みの物と取り替える	

区 分	検査項目	検査方法	判定基準	処 置
3. 送ガス 蒸発器及 び付属配 管	3. 1外観検査	目視により確認する	1)腐食が放置されて いない事 2)強度に影響する様 な打痕、損傷がない事 3)開閉方向表示に破 損不明瞭のない事	1)腐食、発錆は塗装 等の処理をとる事 2)強度を勘案して取り 替え若しくは補強の処 置をとる事 3)不良の場合は合格 品と取り替える
	3. 2気密試験	2. 2項に同じ	2. 2項に同じ	2. 2項に同じ
	3. 3圧力計検査 3. 4安全弁検査	2. 4項に同じ 2. 6項に同じ	2. 4項に同じ 2. 6項に同じ	2. 4項に同じ 2. 6項に同じ
4. 緊急遮 断弁 酸素のみ	5. 1気密検査	2. 2項に同じ	2. 2項に同じ	2. 2項に同じ
	5. 2作動試験	遮断操作を行い作動 の状況を目視により 確認する	1)円滑且つ確実に作 動する事 2)操作機構が正常に 維持されている事 3)洩れが保安上支障 のない事	不良の場合は調整 し正常とする事